

障がいのある方に対する軽自動車税の減免について

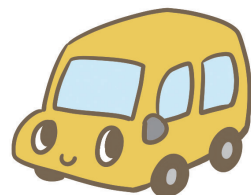
障がい者手帳をお持ちの方(身体障がい者、精神障がい者等)が軽自動車を所有(納税義務者)し、通院・通所もしくは生業等に使用される軽自動車で、次の要件に該当する場合には、軽自動車税が減免となります。

※障がいのある方1人につき普通自動車・軽自動車等をあわせて1台のみが減免の対象となります。

※障がいの級によっては対象にならない場合もあります。

●対象となる車両

- ①障がいのある方が納税義務者であるもの
 - ②身体に障がいのある方が18歳未満の場合、または精神障がいの場合は、障がいのある方と生計を一つにする方が所有するもの
- ※①において、障がいのある方のみで構成されている世帯は、常時介護する方が運転する場合も対象となります。



●申請方法

5月26日(納期限の7日前)まで、①～④の書類を町民税務課(役場1階)に提出してください。

①減免申請書 ②障がい者手帳 ③車検証 ④運転する方の免許証

●お問い合わせ 町民税務課 税務係 ☎37-2193

2025年
4月1日
から

原付一種 に新たな区分基準が追加されます!



原付一種の新基準

【総排気量】50cc超**125cc以下!**

【最高出力】**4.0kW以下!**

総排気量が125cc以下でも
最高出力4.0kW超の
原付二種は原付免許では
運転できません!

原付免許で運転可

総排気量が50cc以下の車両 **+** 総排気量50cc超125cc以下で最高出力4.0kW以下の車両(今回新たに追加)

総排気量だけではなく、「最高出力」をカタログ等や販売店でよく確認を!

交通ルールは
今までの
原付一種と
同じです!



最高速度30km/h以下



二段階右折



二人乗り禁止



最大積載重量30kg



白・フチなしのナンバープレート



詳細はこちら
日本自動車工業会ホームページへ



町の主役となり盛り上げる 若者を応援します!!

次世代リーダー一定住育助成金

地域の担い手となる若者世代の定住と就業を促進するため
町内にお住まいで就業・就農している 満30歳未満の方 へ

月額20,000円を3年間助成します!

総額
72万円

●助成額

月額20,000円を3年間支給

(国または地方公共団体、それに準ずる機関に任用されている方は月額10,000円)

●対象者

- ・町内に住所があり、かつ助成金支給後5年以上居住する意思がある方
 - ・就職・就農・事業を営んでいる方(町外へ通勤している方も対象です)
 - ・助成申請日において満30歳未満の方
 - ・町税等に滞納がない方
 - ・町が構成する団体または地域活動団体に所属し、かつ町が主催する行事、地域の自主活動等に積極的に参加できる方
- 例: 消防団、地域づくり委員会、いきいき女性委員会、すくすく見守り隊、成人式実行委員会、文化協会加盟団体、体育協会加盟団体等

※町の次世代リーダーとしての考えや活動について、レポートの提出をしていただきます。

みんなが「住みたい」七ヶ宿を目指して

支援金・助成金を支給します!!

くらし応援通勤支援金

町内のガソリンスタンドで利用できる「通勤支援給油券」を
年間最大12,000円分支給します!

- 対象者 ①町内に住所があり、町外に通勤している方
②町税等に滞納がない方

※内容については、4月15日配布
のチラシをご確認ください。

民間賃貸住宅家賃助成金

町内の民間賃貸住宅に居住し、定住している方に家賃の助
成を行います!

- 助成額 ①家賃月額から30,000円を差し引いた額(限度額20,000円)
②子育て世帯(18歳以下のこどもを育てる家庭)については限度額25,000円
- 対象者 ①町内に2年以上継続して居住する意思がある方
②自治会に加入し、地域の活動に積極的に参加できる方
③町税等に滞納がない方

※記載事項以外の条件がありますので詳しくは下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114